

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和4年  
12月23日  
(金曜日)

## 目 次

○人委規則

一般職の職員の給与に関する条例附則第三項等及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例附則第三項等の規定による給料の支給に関する規則……………一

職員の高齢者部分休業に関する規則……………七

職員の定年等に関する規則……………七

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………一

地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員等の給料月額・端数計算に関する規則の一部を改正する規則……………三五

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………三六

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………四〇

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………四〇

住居手当に関する規則の一部を改正する規則……………四一

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………四一

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………四一

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則……………四二

勤務一時間当たりの給与額に関する規則の一部を改正する規則……………四二

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………四三

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………四四

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………四四

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………四四

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………四七

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………四七

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則……………四七

苦情相談の処理に関する規則の一部を改正する規則……………四八

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則……………四八

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………四八

定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則……………四九

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………四九

職員の再任用に関する規則を廃止する規則……………四九



一般職の職員の給与に関する条例附則第三項等及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例附則第三項等の規定による給料の支給に関する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第二十二号

一 一般職の職員の給与に関する条例附則第三項等及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例附則第三項等の規定による給料の支給に関する規則

#### (趣旨)

第一条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」という。）附則第十三項及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号。以下「学校職員給与条例」という。）附則第十一項の規定に基づき、職員給与条例附則第三項、第六項、第八項、第十項若しくは第十一項又は学校職員給与条例附則第三項、第六項、第八項若しくは第九項の規定による給料の支給について必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 職員給与条例又は学校職員給与条例の適用を受ける者をいう。
- 二 管理監督職 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号。以下「定年等条例」という。）第六条第一号から第三号までに掲げる職（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年山口県条例第五十二号）第四条に規定する職を除く。）をいう。
- 三 異動期間 定年等条例第九条第一項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）をいう。
- 四 特例任用後降任等職員 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、職員給与条

例附則第六項及び学校職員給与条例附則第六項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第一項等特例任用職員（定年等条例第九条第一項又は第二項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第三項等特例任用職員（同条第三項又は第四項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。

五 特定日 職員給与条例附則第三項及び学校職員給与条例附則第三項に規定する特定日をいう。

六 降格 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十四年山口県人事委員会規則第十八号。以下「初任給規則」という。）第二条第三号に規定する降格のうち、地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等に伴う降格を除いた降格をいう。

七 初任給基準異動 職員給与条例第四条第一項及び学校職員給与条例第五条第一項に規定する給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給規則別表第五に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

八 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。

九 上限額 職員給与条例第五条第二項又は学校職員給与条例第七条第二項の規定により職員が属する職務の等級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務（同法第十七条の規定による勤務を含む。以下「育児短時間勤務」という。）をしていない職員にあつては、当該給料月額に算出率（職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号）第十七条の規定により読み替えられた職員給与条例第五条第三項及び職員の育児休業等に関する条例第十八条の規定により読み替えられた学校職員給与条例第七条第三項に規定する算出率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をいう。

十 その者の号給等 当該職員に適用される給料表、当該職員の属する職務の等級及び当該職員の受ける号給をいう。

（職員給与条例附則第六項及び学校職員給与条例附則第六項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。）

一 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員

イ 異動日以後に初任給基準異動をした職員

ロ 異動日から特定日までの間に降格をした職員

ハ 異動日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

二 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の前日からの特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定に当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

（職員給与条例附則第八項の人事委員会規則で定める職員）

第四条 職員給与条例附則第八項の人事委員会規則で定める職員は、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）をされた日（以下「特定任命日」という。）以後に育児短時間勤務等をした職員（特定任命日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）とする。

（他の職への降任等をされた職員に対する職員給与条例附則第十項又は学校職員給与条例附則第八項の規定による給料の支給）

第五条 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に職員給与条例附則第三項又は学校職員給与条例附則第三項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第一号又は第三号に掲げる職員となつたものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に特定日に職員給与条例附則第三項又は学校職員給与条例附則第三項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第三号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下「第五条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（第三項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第五条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、職員給与条例附則第十項又は学校職員給与条例附則第八項の規定による給料として支給する。

一 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員 異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合（給料表異

動等が二回以上あった場合にあっては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額

二 異動日から特定日までの間に降格をした職員 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格を二回以上した場合には、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 異動日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。) 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)に算出率を乗じて得た額(その額に一百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額

四 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第五条基礎給料月額」と特定日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて、同項第四号に掲げる職員に該当する職員に関する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第五条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる額を用いて、算出するものとする。

(特例任用後降任等職員に対する職員給与条例附則第十項又は学校職員給与条例附則第八項の規定による給料の支給)

第六条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日(定年等条例第九条の規定による異動期間の延長がないものとした場合)における異動期間の末日をいう。以下同

じ。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に職員給与条例附則第三項又は学校職員給与条例附則第三項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「異動日給料月額」という。)が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下「第六条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次条第一項各号又は第三項に該当する職員を除く。)には、異動日以後、第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、職員給与条例附則第十項又は学校職員給与条例附則第八項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第六条基礎給料月額」と異動日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

第七条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に職員給与条例附則第三項又は学校職員給与条例附則第三項の規定により当該職員が受ける給料月額(異動日以後に第一号又は第三号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に職員給与条例附則第三項又は学校職員給与条例附則第三項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第三号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下「第七条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員(第三項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第七条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、職員給与条例附則第十項又は学校職員給与条例附則第八項の規定による給料として支給する。

一 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているも

のとした場合（給料表異動等が二回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員の同意を得てする降格を除く。以下この号において同じ。）をした職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を二回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）に算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

四 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる額に、これよりも

多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七条基礎給料月額と異動日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて、同項第四号に掲げる職員に該当する職員に関する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第七条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる額を用いて、算出するものとする。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する職員給与条例附則第十一項又は学校職員給与条例附則第九項の規定による給料の支給）

第八条 降任等相当給料表異動（地方公務員法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の属する職務の等級が当該給料表異動の日の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の属する職務の等級より下位の職務の等級となる場合のものをいう。以下同じ。）をした職員（第一項等特任用職員又は第三項等特任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。）であつて、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に職員給与条例附則第三項又は学校職員給与条例附則第三項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下「第八条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第八条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、職員給与条例附則第十一項又は学校職員給与条例附則第九項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第八条基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減

額改定をされた職員に関する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第八条基礎給料月額、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる額を用いて、算出するものとする。

第九条 第一項等特例任用職員又は第三項等特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、降任等相当転任日に職員給与条例附則第三項又は学校職員給与条例附則第三項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下「第九条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第九条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、職員給与条例附則第十一項又は学校職員給与条例附則第九項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第九条基礎給料月額と転任日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に関する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第九条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる額を用いて、算出するものとする。

（特例任用期間降格等職員に対する職員給与条例附則第十一項又は学校職員給与条例附則第九項の規定による給料の支給）

第十条 特例任用期間降格等職員（第三項等特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から地方公務員法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職への降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員の同意を得てする降格に限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の属する職務の等級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の属する職務の等級より

下位の職務の等級となつた職員をいう。以下同じ。）であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特例任用期間降格等職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に職員給与条例附則第三項又は学校職員給与条例附則第三項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下「第十条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となつた日から同条第一項ただし書に規定する他の職への降任又は転任をされる日の前日までの間、第十条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、職員給与条例附則第十一項又は学校職員給与条例附則第九項の規定による給料として支給する。

一 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となつた日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の属する職務の等級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の属する職務の等級より下位の職務の等級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となつた日の前日に特例任用期間降格等職員となつた日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があつたものとした場合の特例任用期間降格等職員となつた日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となつた日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十条基礎給料月額と降格等相当日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日までの間の給料表

の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に関する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第十条基礎給料月額は、第一項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる額を用いて、算出するものとする。

(特定任命により職員となった者に対する職員給与条例附則第十一項の規定による給料の支給)

第十一条 特定任命により職員となった者のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に職員給与条例附則第三項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額(以下この条において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(以下「第十一条基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第十一条基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、職員給与条例附則第十一項の規定による給料として支給する。

一 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 特定任命日の前日の当該職員に適用されていた一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。)第六条第一項に規定する公安職俸給表、当該職員の属していた職務の級及び当該職員の受けていた号俸に対応する俸給月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)(算出率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

二 前号に掲げる職員以外の職員 特定任命日の前日の当該職員に適用されていた給与法第六条第一項に規定する公安職俸給表、当該職員の属していた職務の級及び当該職員の受けていた号俸に対応する俸給月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)

(人事交流等職員に対する職員給与条例附則第十一項又は学校職員給与条例附則第九項の規定による給料の支給)

第十二条 初任給規則第十六条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員(以下「人事交流等職員」という。)のうち人事交流等職員となった日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日(以下「みなし異動日」という。)がある者であつて、人事交流等職員となった日から引き

続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に職員給与条例附則第三項又は学校職員給与条例附則第三項の規定により当該職員が受ける給料月額(人事交流等職員となった日が特定日後であるときは、特定日に職員であったものとして職員給与条例附則第三項又は学校職員給与条例附則第三項の規定が適用された場合に特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下「第十二条基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては、特定日)以後、第十二条基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、職員給与条例附則第十一項又は学校職員給与条例附則第九項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十二条基礎俸給月額と特定日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前二項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第十二条基礎俸給月額、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる額を用いて、算出するものとする。(給料の月額の通知)

第十三条 任命権者は、職員給与条例附則第三項、第六項、第八項、第十項若しくは第十一項又は学校職員給与条例附則第三項、第六項、第八項若しくは第九項の規定による給料の月額を職員給与条例附則第三項又は学校職員給与条例附則第三項の規定の適用を受ける職員に通知するものとする。

(この規則により難い場合の措置)

第十四条 特別の事情によりこの規則の規定によることができないう場合又はこの規則の規定によること著しく不相当であると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(その他)

第十五条 この規則に定めるもののほか、職員給与条例附則第三項、第六項、第八項、第十項若しくは第十一項又は学校職員給与条例附則第三項、第六項、第八項若しくは第九項の規定による給料の支給について必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

職員の高齢者部分休業に関する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十三号

職員の高齢者部分休業に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の高齢者部分休業に関する条例(令和四年山口県条例第三十号。以下「条例」という。)の規定に基づき、職員の高齢者部分休業について必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認の申請手続)

第二条 高齢者部分休業の承認の申請は、人事委員会が定める様式の高齢者部分休業承認申請書により、高齢者部分休業を始めようとする日の一月前までに行わなければならない。

(高齢者部分休業をしている職員の給与)

第三条 条例第三条第一項の人事委員会規則で定める時間数は、七時間四十五分に十九を乗じて得た時間数とする。

2 条例第三条第一項の規定により勤務しない一時間につき給与を減額する額を算定する場合において、当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。

(休業時間の延長の承認の申請手続)

第四条 第二条の規定は、休業時間の延長の承認の申請について準用する。

(その他)

第五条 この規則に定めるもののほか、職員の高齢者部分休業について必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

職員の定年等に関する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十四号

職員の高齢者部分休業に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の高齢者部分休業に関する条例(昭和五十九年山口県条例第一号。以下「条例」という。)の規定に基づき、職員の高齢者部分休業について必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職の特例)

第二条 任命権者は、条例第四条第一項又は第二項に規定する人事委員会の承認を得ようとするときは、申請書に次項に規定する書面を添えて、人事委員会に提出するものとする。

2 条例第四条第三項及び第四項の規定による職員の同意は、書面により行うものとする。

3 任命権者は、勤務延長職員(条例第四条第一項の規定により引き続き勤務している職員をいう。以下同じ。)を異動させようとするときは、人事委員会の承認を得るものとする。

(管理監督職に含まれる職)

第三条 条例第六条第二号及び第三号の人事委員会が指定する職は、別表に掲げる職とする。

(特定管理監督職群に属する管理監督職)

第四条 条例第九条第三項の人事委員会規則で定める管理監督職は、県立学校又は市町立学校の校長、副校長、教頭及び部の主事とする。

(管理監督職への任用の制限の特例)

第五条 任命権者は、条例第九条第二項又は第四項に規定する人事委員会の承認を得ようとするときは、申請書に次項に規定する書面を添えて、人事委員会に提出するものとする。

2 条例第十条の規定による職員の同意は、書面により行うものとする。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第六条 条例第十二条の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用(同条の規定により採用することをいう。以下同じ。)をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

一 人事評価の結果その他勤務状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要な情報  
前再任用を行う職の職務遂行に必要な情報  
(人事異動通知書等の交付)

第七条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書その他の文書を交付するものとする。

一 職員が地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の六第一項の規定により退職する場合

二 勤務延長(条例第四条第一項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。)を行う場合

三 勤務延長の期限を延長する場合

四 勤務延長の期限を繰り上げる場合

五 勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任したことにより勤務延長職員でなくなった場合

六 勤務延長の期限の到来により職員が退職する場合

七 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をする場合

八 条例第九条の規定により異動期間(同条第一項に規定する異動期間をいう。以下同じ。)を延長する場合

九 定年前再任用を行う場合

十 任期の満了により定年前再任用をされた職員が退職する場合  
(報告)

第八条 任命権者は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項を人事委員会に報告するものとする。

一 前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況

二 その年の前年の四月二日からその年の四月一日までの間に条例第九条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況

三 前年度における定年前再任用の状況  
附 則  
(施行期日)  
1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。  
(定年による退職の特例に関する規則の廃止)  
2 定年による退職の特例に関する規則(昭和六十年山口県人事委員会規則第一号)は、廃止する。

3 勤務延長に関する経過措置  
第二条、第七条(第一号から第六号までに係る部分に限る。)及び第八条(第一号

に係る部分に限る。)の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和四年山口県条例第三十二号。以下「整備等条例」という。)附則第二項の規定により勤務の期限を延長する場合について準用する。

4 整備等条例附則第三項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年(整備等条例第一条の規定による改正後の条例(以下「新条例」という。)第三条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、整備等条例第一条の規定による改正前の条例(以下「旧条例」という。)第三条に規定する定年に準じた年齢)を超える職(当該職に係る定年が新条例第三条本文に規定する定年である職に限る。)とする。

一 基準日以後に新たに設置された職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

5 整備等条例附則第三項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧条例第三条に規定する定年に準じた年齢)に達している職員とする。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

6 整備等条例附則第六項、第七項、第十一項及び第十二項の人事委員会規則で定める情報は、暫定再任用(整備等条例附則第六項、第七項、第十一項又は第十二項の規定により採用することをいう。以下同じ。)をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

一 人事評価の結果その他勤務状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要な情報

三 任用を行う職の職務遂行に必要な情報

7 整備等条例附則第十項(整備等条例附則第十三項において準用する場合を含む。)の規定による職員の同意は、書面により行うものとする。

8 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書その他の文書を交付するものとする。

一 暫定再任用を行う場合

二 整備等条例附則第八項(整備等条例附則第十三項において準用する場合を含む)次項において同じ。)の規定により任期を更新する場合

三 任期の満了により暫定再任用をされた職員が退職する場合

任命権者は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項を人事委員会に報告するも



のとする。

一 前年度における暫定再任用の状況

二 前年度における整備等条例附則第八項の規定による任期の更新の状況

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

10 整備等条例附則第三十五項の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。この項から第十二項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年相当年齢(整備等条例附則第十二項に規定する新定年条例定年相当年齢をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る新定年条例定年相当年齢が新条例第三条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)とする。

一 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

11 整備等条例附則第三十五項の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者とする。

12 整備等条例附則第三十五項の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第十項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(新条例第十二条の規定により採用された職員をいう。)とする。

別表(第三条関係)

給料表	部局	職務の等級又は警察官の階級	職
	知事の事務 部局	六級	主査 文化財専門員 出先機関課長 身体障害者福祉司 児童福祉司 児童自立支援専門員 職業能力開発校副部長 旅券センター次長 副課長(人事委員会の定めるものを除く。) 主幹 社会福祉事務所次長 職業能力開発校副校長

行政職  
給料表

労働委員会の事務部局	警察本部	人事委員会の事務部局	教育委員会の事務部局	議会の事務部局	
六級	六級	六級	六級	六級	
主査 主幹	主査 本部課次長 科学捜査研究所次長 事故分析官 本部課長補佐 本部室長補佐 本部隊長補佐 警察学校校長補佐 車両整備工場長 主査 警察署課長 交通管制官 主幹	主査 主幹	主査 乳幼児の育ちと学び支援センター総務課長 博物館総務課長 やまぐち総合教育支援センター総務課長 小学校事務長 中学校事務長 副課長(人事委員会の定めるものを除く。) 主幹	主査 指導主事 社会教育主事 管理主事 主査 室長補佐 主査 主幹	農林水産事務所畜産部病性鑑定室長 病害虫防除所長 家畜保健衛生所次長 家畜保健衛生所室長

		海区漁業調整委員会事務部局	選挙管理委員会事務部局	監査委員の事務部局
警部又は警視	警部	六級	六級	六級
本部課次長 本部室次長 本部副隊長 広報官 会計調査官 少年事件指導官 地域指導官 雑踏警備実施指導官 通信指令官 航空隊長 刑事指導官 刑事教養官 告訴指導官 情報・手口分析官 検視官 広域捜査官 性犯罪捜査指導官 告訴専門官 組織窃盗対策官	科学捜査研究所次長 交通事故鑑識官 本部課長補佐 本部室長補佐 科学捜査研究所長補佐 科学捜査研究所科長 本部隊長補佐 本部分駐隊長 警察学校校長補佐 警察署課長	局長 主査	主査	監査専門員 主幹
			公安職 給料表	
			警察本部	
警視				
本部室長（人事委員会の定めるものを除く。） 取調へ監督管理室長 犯罪被害者支援室長 企画室長 鉄道警察隊長 犯罪捜査支援室長 検視官室長 特殊詐欺対策室長 国際テロリズム対策室長 総務調査官 人事統括官 生活安全指導官 安全・安心対策官 意見聴取官 組織犯罪捜査管理官 交通管理調査官 聴聞官 通告官	警備官 交通官 刑事官 地域官 警察署次長 学生指導官 外事指導官 警備対策官 警備調査官 登録審査官 講習指導官 交通事故事件捜査統括官 被害者連絡調整官 事故分析官 鑑識指導官 交通事故抑止対策官 情報管理官 国際犯罪捜査情報官			

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

(二)給料表 教育職 の事務委員会 の事務部局	(一)給料表 教育職 の事務部局	(三)給料表 医療職 知事の事務 部局	(二)給料表 医療職 知事の事務 部局	(一)給料表 医療職 知事の事務 部局	警察本部	研究職 給料表 の事務委員会 の事務部局	知事の事務 部局	海事職 給料表 の事務委員会 の事務部局	知事の事務 部局
三級	三級	六級	六級	三級	四級	四級	四級	五級	五級
やまぐち総合教育支援センター主査	やまぐち総合教育支援センター主査	主幹	主幹	主幹	専門研究員 科学捜査研究所次長 科学捜査研究所科長 主幹	博物館学芸課長 博物館主査 専門学芸員 専門研究員	専門研究員 農林総合技術センター林業技術部林業研究室長	機関長 船長(人事委員会の定めるものを除く。) 機関長	船長(人事委員会の定めるものを除く。) 機関長

令和四年十二月二十三日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十五号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十四年山口県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次及び第五章の章名中「その他の異動」を「降格等」に改める。  
第二十一条第四項中「におけるその者の号給は」を「において、前三項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは」に、「号給とする」を「ところにより、その者の号給を決定することができる」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(降格)

第二十一条の二 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の等級を下位の職務の等級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の等級より下位の職務の等級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

第二十二條第一項中「号給は」の下に「、別に定める場合を除き、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ」を加え、「と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)」を「に対応する別表第七に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第三十一条第一項中「別表第七」を「別表第八」に改める。  
第三十七条第一項中「別表第八」を「別表第九」に改める。

26	26	25
26	26	26
27	26	26
27	26	27
28	27	27

別表第六のイ 行政職給料表昇格時号給対応表中

28	27
29	27
29	28
30	28
30	28
31	29
31	29
32	30
32	30
33	31
33	31
34	32
34	32
35	33
35	33
36	34
36	34
37	35
37	35
38	36
38	36
39	37
39	37
40	38
40	38
41	39
41	39
42	40
42	40
43	41

を

に改め

22	21
22	22
23	22
23	22
24	23
24	23
25	23
25	24
26	24
26	24
27	25

る。

別表第六のハ 海事職給料表昇格時号給対応表中

22	21
22	22
22	22
23	22
23	22
23	23
23	23
24	23
24	23
24	23
25	24
25	24
26	24
26	24
27	25

を

に

を  
に改める。

27
28
28
29
29
29
30
30
30
31
31
31
32
32
33
33
34
34
35

25
26
26
27
28
28
29
29
29
30
30
30
31
31
31
32
33

別表第六の二 研究職給料表昇格時号給対応表中

26
27
28
29
29
30
30

を

25
26
26
27
27
28
28
29
29

に

42
43
44
45
45
46
46
47
47
48

を

41
42
42
43
43
44
44
45
46
47

に

54
55
56
57
57
57
58
58
58
59
59
60
60
61
61
62
62
63

を

53
54
54
55
55
55
56
56
57
57
58
58
59
59
60
60
61

に

31
31
32

30
30
31
31

を

22
22
23
23
24
24
25
25
25
25
26
26
26
27
27
28

23
23
24
24
25
25
26
26
27
27

に改める。

別表第六のホ 医療職給料表(一)昇格時号給対応表中

める。

28
28
29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
31
32

を

27
27
28
28
28
28
29
29
29
30
30
30
31
31

に改

38
39

37
38

別表第六のヘ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表中

める。

別表第六のチ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表中

40
41
41
41
42
42
42
43
43
43
44
44
44
45
45
46

を

38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46

に改

34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40

を

33
34
34
34
35
35
35
36
36
37
37
38
39

に

46	45
47	46
48	46
49	47
49	47
50	48
50	48
51	49
51	49
52	50
52	50
53	51
53	51
53	52
54	52
54	53
54	53
55	54
55	54
56	55

を  
に改める。

別表第六のり  
教育職給料表(二)昇格時号給対応表中

42	41
42	42
43	42
43	42
44	43
44	43
45	43
45	44

を  
に

50	49
51	50
52	50
53	51
53	51
54	52
54	52
55	53
55	53
56	54
56	54
57	55
57	55
58	56
58	56
59	57
59	57
60	58
	59

を  
に改める。

別表第八を別表第九とし、別表第七を別表第八とし、別表第六の次に次の一表を加える。

別表第七(第22条関係) 降格時号給対応表  
行政職給料表降格時号給対応表

45	44
46	44
46	45
47	45
47	46
47	46
48	47

降格した日の前日に受 けていた号給	降 格 後 の 号 給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	33	17	17	9	9	13	13	17
2	33	18	18	10	10	14	14	18
3	33	19	19	11	11	15	15	19
4	34	20	20	12	12	16	16	20
5	35	21	21	13	13	17	17	21
6	36	22	22	14	14	18	18	22
7	37	23	23	15	15	19	19	23
8	39	24	24	16	16	20	20	24
9	40	25	25	17	17	21	21	25
10	42	26	26	18	18	22	22	26
11	43	27	27	19	19	23	23	27
12	44	28	28	20	20	24	24	28
13	45	29	29	21	21	25	25	33
14	46	30	30	22	22	26	26	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43
16	48	32	32	24	24	28	28	45
17	49	33	33	25	25	29	29	45
18	50	34	34	26	26	30	30	45
19	51	35	35	27	27	31	31	45
20	52	36	36	28	28	32	32	45
21	53	37	37	29	29	34	33	45
22	54	38	38	30	30	36	34	45
23	55	39	39	31	31	38	35	45
24	56	40	40	32	32	40	36	45
25	59	41	41	33	33	42	38	45
26	62	42	42	34	34	44	40	45
27	65	43	43	35	35	46	42	45

28	68	44	44	36	36	48	47	45
29	70	45	45	37	37	52	52	45
30	72	46	46	38	38	56	57	45
31	74	47	47	39	39	67	61	45
32	76	48	48	40	40	80	61	45
33	78	49	49	41	41	82	61	45
34	80	50	50	42	42	84	61	45
35	82	51	51	43	43	85	61	45
36	84	52	52	44	44	85	61	45
37	86	53	53	45	45	85	61	45
38	88	54	54	46	46	85	61	45
39	90	55	55	47	47	85	61	45
40	92	56	56	48	48	85	61	45
41	93	58	57	49	49	85	61	45
42	93	60	58	50	50	85	61	
43	93	62	59	51	54	85	61	
44	93	64	60	52	56	85	61	
45	93	66	63	53	58	85	61	
46	93	68	66	54	60	85		
47	93	70	69	55	62	85		
48	93	72	72	56	64	85		
49	93	76	75	57	66	85		
50	93	80	78	58	76	85		
51	93	84	81	59	88	85		
52	93	88	84	60	92	85		
53	93	93	88	61	93	85		
54	93	98	92	62	93	85		
55	93	103	97	63	93	85		
56	93	109	102	64	93	85		
57	93	115	107	65	93	85		



58	93	121	112	66	93	85		
59	93	125	113	67	93	85		
60	93	125	113	68	93	85		
61	93	125	113	69	93	85		
62	93	125	113	70	93			
63	93	125	113	71	93			
64	93	125	113	72	93			
65	93	125	113	73	93			
66	93	125	113	74	93			
67	93	125	113	75	93			
68	93	125	113	80	93			
69	93	125	113	85	93			
70	93	125	113	88	93			
71	93	125	113	89	93			
72	93	125	113	90	93			
73	93	125	113	91	93			
74	93	125	113	92	93			
75	93	125	113	93	93			
76	93	125	113	93	93			
77	93	125	113	93	93			
78	93	125	113	93	93			
79	93	125	113	93	93			
80	93	125	113	93	93			
81	93	125	113	93	93			
82	93	125	113	93	93			
83	93	125	113	93	93			
84	93	125	113	93	93			
85	93	125	113	93	93			
86	93	125	113	93				
87	93	125	113	93				

88	93	125	113	93				
89	93	125	113	93				
90	93	125	113	93				
91	93	125	113	93				
92	93	125	113	93				
93	93	125	113	93				
94	93	125						
95	93	125						
96	93	125						
97	93	125						
98	93	125						
99	93	125						
100	93	125						
101	93	125						
102	93	125						
103	93	125						
104	93	125						
105	93	125						
106	93	125						
107	93	125						
108	93	125						
109	93	125						
110	93	125						
111	93	125						
112	93	125						
113	93	125						
114	93							
115	93							
116	93							
117	93							

1/18	93								
1/19	93								
1/20	93								
1/21	93								
1/22	93								
1/23	93								
1/24	93								
1/25	93								

ロ 公安職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受 けていた号給	降 格 後 の 号 給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	9	13	17	25	9	9	13	13
2	10	13	18	26	10	10	14	14
3	10	13	19	27	11	11	15	15
4	11	14	20	28	12	12	16	16
5	12	15	21	29	13	13	17	17
6	13	16	22	30	14	14	18	18
7	14	17	23	31	15	15	19	19
8	15	18	24	32	16	16	20	20
9	16	19	25	33	17	17	21	21
10	17	20	26	34	18	18	22	22
11	18	21	27	35	19	19	23	23
12	19	22	28	36	20	20	24	24
13	20	23	29	37	21	21	25	25
14	21	25	30	38	22	22	26	26
15	22	26	31	39	23	23	27	27
16	23	27	32	40	24	24	28	28
17	24	28	33	41	25	25	29	29
18	25	29	34	42	26	26	30	30

19	26	30	35	43	27	27	31	31
20	27	31	36	44	28	28	32	32
21	28	32	37	45	29	29	33	33
22	29	33	38	46	30	30	34	34
23	30	35	39	47	31	31	35	35
24	31	36	40	48	32	32	36	36
25	32	37	41	49	33	33	37	37
26	33	38	42	50	34	34	38	38
27	34	39	43	51	35	35	39	39
28	35	40	44	52	36	36	40	40
29	37	41	45	53	37	37	41	43
30	37	42	46	54	38	38	42	49
31	38	43	47	55	39	39	43	55
32	39	44	48	56	40	40	44	61
33	40	45	49	57	41	41	45	61
34	42	46	50	58	42	42	46	61
35	43	47	51	59	43	43	47	61
36	44	48	52	60	44	44	48	61
37	45	49	53	61	45	45	49	61
38	46	50	54	62	46	46	50	61
39	47	51	55	63	47	47	51	61
40	48	52	56	64	48	48	52	61
41	49	53	57	65	49	49	54	61
42	50	54	58	66	50	50	56	61
43	51	55	59	67	51	51	58	61
44	52	56	60	68	52	52	68	61
45	53	57	61	70	53	53	79	61
46	54	58	62	72	54	54	82	
47	55	59	63	74	55	55	85	
48	56	60	64	76	56	56	85	

49	57	61	65	77	57	59	85
50	58	61	66	78	58	62	85
51	59	63	67	79	59	65	85
52	60	64	68	80	60	75	85
53	61	65	69	81	61	87	85
54	62	66	70	82	62	90	85
55	63	67	71	83	63	93	85
56	64	68	72	84	64	93	85
57	65	69	73	86	65	93	85
58	66	70	74	88	66	93	85
59	67	71	75	90	67	93	85
60	68	72	76	92	68	93	85
61	69	73	77	95	69	93	85
62	70	74	78	98	70	93	
63	71	75	79	101	71	93	
64	72	76	80	104	72	93	
65	73	77	81	105	73	93	
66	74	78	82	106	74	93	
67	75	79	83	107	75	93	
68	76	80	84	116	78	93	
69	77	81	86	125	79	93	
70	78	82	88	125	80	93	
71	79	83	90	125	81	93	
72	80	84	92	125	82	93	
73	81	85	93	125	83	93	
74	82	86	94	125	84	93	
75	83	87	95	125	85	93	
76	84	88	96	125	86	93	
77	86	89	97	125	87	93	
78	88	90	98	125	88	93	

79	90	91	99	125	89	93
80	92	92	100	125	90	93
81	93	93	101	125	91	93
82	94	94	102	125	92	93
83	95	95	103	125	93	93
84	96	96	104	125	93	93
85	97	97	105	125	93	93
86	98	98	106	125	93	
87	99	99	107	125	93	
88	100	100	108	125	93	
89	101	102	110	125	93	
90	102	104	112	125	93	
91	103	106	114	125	93	
92	104	108	116	125	93	
93	106	109	118	125	93	
94	108	110	120			
95	110	111	122			
96	112	112	132			
97	114	113	137			
98	116	114	138			
99	118	115	139			
100	120	116	141			
101	122	119	141			
102	124	122	141			
103	125	125	141			
104	125	128	141			
105	125	131	141			
106	125	134	141			
107	125	137	141			
108	125	140	141			

109	125	142	141																	
110	125	144	141																	
111	125	145	141																	
112	125	145	141																	
113	125	145	141																	
114	125	145	141																	
115	125	145	141																	
116	125	145	141																	
117	125	145	141																	
118	125	145	141																	
119	125	145	141																	
120	125	145	141																	
121	125	145	141																	
122	125	145	141																	
123	125	145	141																	
124	125	145	141																	
125	125	145	141																	
126	125	145																		
127	125	145																		
128	125	145																		
129	125	145																		
130	125	145																		
131	125	145																		
132	125	145																		
133	125	145																		
134	125	145																		
135	125	145																		
136	125	145																		
137	125	145																		
138	125	145																		

139	125	145																		
140	125	145																		
141	125	145																		
142	125																			
143	125																			
144	125																			
145	125																			

ハ 海事職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受 けていた号給	降 格 後 の 号 給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	21	17	17	13	17
2	22	18	18	14	18
3	23	19	19	15	19
4	24	20	20	16	20
5	25	21	21	17	21
6	26	22	22	18	22
7	27	23	23	19	23
8	28	24	24	20	24
9	29	25	25	21	25
10	30	26	26	22	26
11	31	27	27	23	27
12	32	28	28	24	28
13	34	29	29	25	29
14	36	30	30	26	30
15	38	31	31	27	31
16	40	32	32	28	32
17	42	33	33	29	34
18	44	34	34	30	36
19	46	35	35	31	38

20	48	36	36	32	40
21	53	39	38	33	43
22	58	42	40	34	46
23	63	45	42	35	49
24	68	48	44	36	52
25	69	50	46	37	58
26	69	52	48	38	64
27	69	54	50	39	70
28	69	56	52	40	73
29	69	59	53	41	73
30	69	62	54	42	73
31	69	65	55	43	73
32	69	68	56	44	73
33	69	69	60	45	73
34	69	69	64	46	73
35	69	69	68	47	73
36	69	69	72	48	73
37	69	69	76	51	73
38	69	69	80	54	73
39	69	69	85	57	73
40	69	69	90	60	73
41	69	69	95	62	73
42	69	69	100	64	73
43	69	69	101	66	73
44	69	69	101	68	73
45	69	69	101	70	73
46	69	69	101	75	73
47	69	69	101	80	73
48	69	69	101	85	73
49	69	69	101	89	73

50	69	69	101	89	73
51	69	69	101	89	73
52	69	69	101	89	73
53	69	69	101	89	73
54	69	69	101	89	73
55	69	69	101	89	73
56	69	69	101	89	73
57	69	69	101	89	73
58	69	69	101	89	
59	69	69	101	89	
60	69	69	101	89	
61	69	69	101	89	
62	69	69	101	89	
63	69	69	101	89	
64	69	69	101	89	
65	69	69	101	89	
66	69	69	101	89	
67	69	69	101	89	
68	69	69	101	89	
69	69	69	101	89	
70		69	101	89	
71		69	101	89	
72		69	101	89	
73		69	101	89	
74		69	101		
75		69	101		
76		69	101		
77		69	101		
78		69	101		
79		69	101		

80		69	101		
81		69	101		
82		69	101		
83		69	101		
84		69	101		
85		69	101		
86		69	101		
87		69	101		
88		69	101		
89		69	101		
90		69			
91		69			
92		69			
93		69			
94		69			
95		69			
96		69			
97		69			
98		69			
99		69			
100		69			
101		69			

ニ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受 けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
1	25	33	17	21
2	26	34	18	22
3	27	35	19	23
4	28	36	20	24

5	29	37	21	25
6	30	38	22	26
7	31	39	23	27
8	32	40	24	28
9	33	41	25	29
10	34	42	26	30
11	35	43	27	31
12	36	44	28	32
13	37	45	29	33
14	38	46	30	34
15	39	47	31	35
16	40	48	32	36
17	41	50	33	38
18	42	52	34	40
19	43	54	35	42
20	44	56	36	44
21	46	59	37	46
22	48	62	38	48
23	50	65	39	50
24	52	68	40	52
25	54	70	41	54
26	56	72	42	58
27	58	74	43	61
28	60	76	44	64
29	62	77	46	67
30	64	78	48	70
31	66	79	50	73
32	68	80	52	73
33	70	84	53	73
34	72	88	54	73

35	74	92	55	73
36	76	96	56	73
37	78	99	58	73
38	80	102	60	73
39	82	106	62	73
40	84	110	64	73
41	86	115	67	73
42	88	120	70	73
43	90	121	74	73
44	92	121	78	73
45	93	121	82	73
46	94	121	86	73
47	95	121	89	73
48	96	121	89	73
49	97	121	89	73
50	98	121	89	73
51	99	121	89	73
52	100	121	89	73
53	102	121	89	73
54	104	121	89	73
55	106	121	89	73
56	108	121	89	73
57	111	121	89	73
58	114	121	89	73
59	117	121	89	73
60	120	121	89	73
61	121	121	89	73
62	121	121	89	73
63	121	121	89	73
64	121	121	89	73

65	121	121	89	73
66	121	121	89	73
67	121	121	89	73
68	121	121	89	73
69	121	121	89	73
70	121	121	89	73
71	121	121	89	73
72	121	121	89	73
73	121	121	89	73
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121	121		
83	121	121		
84	121	121		
85	121	121		
86	121	121		
87	121	121		
88	121	121		
89	121	121		
90	121			
91	121			
92	121			
93	121			
94	121			

95	1/21				
96	1/21				
97	1/21				
98	1/21				
99	1/21				
100	1/21				
101	1/21				
102	1/21				
103	1/21				
104	1/21				
105	1/21				
106	1/21				
107	1/21				
108	1/21				
109	1/21				
110	1/21				
111	1/21				
112	1/21				
113	1/21				
114	1/21				
115	1/21				
116	1/21				
117	1/21				
118	1/21				
119	1/21				
120	1/21				
121	1/21				

ホ 医療職給料表(一)降格時号給対応表

降格した日の前日に受 けていた号給	降 格 後 の 号 給
----------------------	-------------

1	1級	2級	3級
2	21	17	25
3	22	18	26
4	23	19	27
5	24	20	28
6	25	21	29
7	26	22	30
8	27	23	31
9	28	24	32
10	29	25	33
11	30	26	34
12	31	27	35
13	32	28	36
14	33	29	37
15	34	30	38
16	35	31	39
17	36	32	40
18	37	33	41
19	38	34	42
20	39	35	43
21	40	36	44
22	41	37	45
23	42	38	46
24	43	39	47
25	44	40	48
26	46	41	49
27	48	42	50
28	52	43	51
29	56	44	52
	59	45	53



30	62	46	54
31	65	47	55
32	65	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89

60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	
77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	
82	65	97	
83	65	97	
84	65	97	
85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	
88	65	97	
89	65	97	

90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

医療職給料表(二)降格時号給対応表

降格した日の前日に受 けていた号給	降 格 後 の 号 給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	21	17	13	17	17	17
2	22	18	14	18	18	18
3	23	19	15	19	19	19
4	24	20	16	20	20	20
5	25	21	17	21	21	21
6	26	22	18	22	22	22
7	27	23	19	23	23	23
8	28	24	20	24	24	24
9	29	25	21	25	25	25
10	30	26	22	26	26	26
11	31	27	23	27	27	27
12	32	28	24	28	28	28
13	33	29	25	29	29	29
14	34	30	26	30	30	30
15	35	31	27	31	31	31
16	36	32	28	32	32	32
17	37	33	29	33	33	33
18	38	34	30	34	34	34

19	39	35	31	35	35	35
20	40	36	32	36	36	36
21	41	37	33	37	37	38
22	42	38	34	38	38	40
23	43	39	35	39	39	42
24	44	40	36	40	40	44
25	45	41	37	41	41	50
26	46	42	38	42	42	56
27	47	43	39	43	43	62
28	48	44	40	44	44	65
29	50	45	41	45	45	65
30	52	46	42	46	46	65
31	54	47	43	47	47	65
32	56	48	44	48	48	65
33	58	49	45	50	50	65
34	60	50	46	52	52	65
35	62	51	47	54	54	65
36	64	52	48	56	56	65
37	66	53	49	57	59	65
38	68	54	50	58	62	65
39	70	55	51	59	65	65
40	72	56	52	60	69	65
41	74	57	53	63	73	65
42	76	58	54	66	77	65
43	78	59	55	69	81	65
44	80	60	56	72	85	65
45	82	61	57	76	85	65
46	84	62	58	80	85	65
47	85	63	59	84	85	65
48	85	64	60	90	85	65

49	85	65	61	96	85	65
50	85	66	62	102	85	65
51	85	67	63	105	85	65
52	85	68	64	105	85	65
53	85	70	65	105	85	65
54	85	72	66	105	85	
55	85	74	67	105	85	
56	85	76	68	105	85	
57	85	78	69	105	85	
58	85	80	70	105	85	
59	85	82	71	105	85	
60	85	84	72	105	85	
61	85	91	74	105	85	
62	85	98	76	105	85	
63	85	105	78	105	85	
64	85	105	80	105	85	
65	85	105	82	105	85	
66	85	105	84	105		
67	85	105	86	105		
68	85	105	88	105		
69	85	105	89	105		
70	85	105	90	105		
71	85	105	91	105		
72	85	105	92	105		
73	85	105	94	105		
74	85	105	113	105		
75	85	105	113	105		
76	85	105	113	105		
77	85	105	113	105		
78	85	105	113	105		

79	85	105	113	105		
80	85	105	113	105		
81	85	105	113	105		
82	85	105	113	105		
83	85	105	113	105		
84	85	105	113	105		
85	85	105	113	105		
86	85	105	113			
87	85	105	113			
88	85	105	113			
89	85	105	113			
90	85	105	113			
91	85	105	113			
92	85	105	113			
93	85	105	113			
94	85	105	113			
95	85	105	113			
96	85	105	113			
97	85	105	113			
98	85	105	113			
99	85	105	113			
100	85	105	113			
101	85	105	113			
102	85	105	113			
103	85	105	113			
104	85	105	113			
105	85	105	113			
106		105				
107		105				
108		105				

109		105					
110		105					
111		105					
112		105					
113		105					

備考 この表は、学校職員給与条例の適用を受ける職員については、医療職給料表降格時号給対応表と読み替えて適用する。

ト 医療職給料表(降格時号給対応表

降格した目の前日に受 けていた号給	降 格 後 の 号 給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	17	25	13	17	21	17
2	17	26	14	18	22	18
3	17	27	15	19	23	19
4	18	28	16	20	24	20
5	19	29	17	21	25	21
6	20	30	18	22	26	22
7	21	31	19	23	27	23
8	22	32	20	24	28	24
9	23	33	21	25	29	25
10	25	34	22	26	30	26
11	26	35	23	27	31	27
12	27	36	24	28	32	28
13	28	37	25	29	33	29
14	29	38	26	30	34	30
15	31	39	27	31	35	31
16	32	40	28	32	36	32
17	33	41	29	33	37	33
18	34	42	30	34	38	34
19	35	43	31	35	39	35
20	36	44	32	36	40	36

21	37	45	33	37	41	37
22	38	46	34	38	42	38
23	39	47	35	39	43	39
24	40	48	36	40	44	40
25	41	49	37	41	45	41
26	42	50	38	42	46	42
27	43	51	39	43	47	43
28	44	52	40	44	48	44
29	45	53	41	45	50	45
30	46	54	42	46	52	46
31	47	55	43	47	54	47
32	48	56	44	48	56	48
33	49	57	45	49	58	49
34	50	58	46	50	60	50
35	51	59	47	51	62	51
36	52	60	48	52	64	56
37	53	61	49	53	66	61
38	54	62	50	54	68	66
39	55	63	51	55	70	69
40	56	64	52	56	72	69
41	57	65	53	57	78	69
42	58	66	54	58	84	69
43	59	67	55	59	90	69
44	60	68	56	60	93	69
45	61	69	57	61	93	69
46	62	70	58	62	93	69
47	63	71	59	63	93	69
48	64	72	60	64	93	69
49	65	73	61	65	93	69
50	66	74	62	66	93	69

51	67	75	63	67	93	69
52	68	76	64	68	93	69
53	69	77	65	70	93	69
54	70	78	66	72	93	69
55	71	79	67	74	93	69
56	72	80	68	76	93	69
57	73	81	69	77	93	69
58	74	82	70	78	93	
59	75	83	71	79	93	
60	76	84	72	80	93	
61	77	85	73	82	93	
62	78	86	74	84	93	
63	79	87	75	86	93	
64	80	88	76	88	93	
65	82	89	77	90	93	
66	84	90	78	92	93	
67	86	91	79	94	93	
68	88	92	80	98	93	
69	89	93	81	102	93	
70	90	94	82	106		
71	91	95	83	110		
72	92	96	84	112		
73	94	97	85	113		
74	96	98	86	113		
75	98	99	87	113		
76	100	100	88	113		
77	102	101	89	113		
78	104	102	90	113		
79	106	103	91	113		
80	108	104	92	113		

81	112	107	93	113		
82	116	110	94	113		
83	120	113	95	113		
84	124	116	96	113		
85	127	120	98	113		
86	130	124	100	113		
87	133	128	102	113		
88	136	132	104	113		
89	140	135	105	113		
90	144	140	106	113		
91	148	145	107	113		
92	152	150	110	113		
93	156	153	113	113		
94	160	153	116			
95	164	153	119			
96	168	153	122			
97	169	153	125			
98	169	153	125			
99	169	153	125			
100	169	153	125			
101	169	153	125			
102	169	153	125			
103	169	153	125			
104	169	153	125			
105	169	153	125			
106	169	153	125			
107	169	153	125			
108	169	153	125			
109	169	153	125			
110	169	153	125			

111	169	153	125						
112	169	153	125						
113	169	153	125						
114	169	153							
115	169	153							
116	169	153							
117	169	153							
118	169	153							
119	169	153							
120	169	153							
121	169	153							
122	169	153							
123	169	153							
124	169	153							
125	169	153							
126	169								
127	169								
128	169								
129	169								
130	169								
131	169								
132	169								
133	169								
134	169								
135	169								
136	169								
137	169								
138	169								
139	169								
140	169								

141	169								
142	169								
143	169								
144	169								
145	169								
146	169								
147	169								
148	169								
149	169								
150	169								
151	169								
152	169								
153	169								

チ 教育職給料表(-)降格時号給対応表

降格した日の前日に受 けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	53	41
2	22	54	42
3	23	55	43
4	24	56	44
5	25	57	45
6	26	58	46
7	27	59	47
8	28	60	48
9	29	61	49
10	30	62	50
11	31	63	51
12	32	64	52
13	33	65	53

14	34	66	54
15	35	67	55
16	36	68	56
17	37	69	57
18	38	70	58
19	39	71	59
20	40	72	60
21	41	73	61
22	42	74	62
23	43	75	63
24	44	76	64
25	45	77	66
26	46	78	68
27	47	79	70
28	48	80	72
29	50	81	74
30	52	82	76
31	54	83	77
32	56	84	77
33	59	85	77
34	62	86	77
35	65	87	77
36	68	88	77
37	69	89	77
38	70	90	
39	71	91	
40	72	92	
41	74	93	
42	76	94	
43	78	95	

44	80	96	
45	82	97	
46	84	98	
47	86	99	
48	88	100	
49	90	102	
50	92	104	
51	94	106	
52	96	108	
53	98	110	
54	100	112	
55	102	114	
56	104	116	
57	107	119	
58	110	130	
59	113	142	
60	116	145	
61	121	145	
62	126	145	
63	131	145	
64	136	145	
65	141	145	
66	146	145	
67	151	145	
68	153	145	
69	153	145	
70	153	145	
71	153	145	
72	153	145	
73	153	145	

74	/53	145	
75	/53	145	
76	/53	145	
77	/53	145	
78	/53		
79	/53		
80	/53		
81	/53		
82	/53		
83	/53		
84	/53		
85	/53		
86	/53		
87	/53		
88	/53		
89	/53		
90	/53		
91	/53		
92	/53		
93	/53		
94	/53		
95	/53		
96	/53		
97	/53		
98	/53		
99	/53		
100	/53		
101	/53		
102	/53		
103	/53		

104	/53		
105	/53		
106	/53		
107	/53		
108	/53		
109	/53		
110	/53		
111	/53		
112	/53		
113	/53		
114	/53		
115	/53		
116	/53		
117	/53		
118	/53		
119	/53		
120	/53		
121	/53		
122	/53		
123	/53		
124	/53		
125	/53		
126	/53		
127	/53		
128	/53		
129	/53		
130	/53		
131	/53		
132	/53		
133	/53		



1/34	1/53		
1/35	1/53		
1/36	1/53		
1/37	1/53		
1/38	1/53		
1/39	1/53		
1/40	1/53		
1/41	1/53		
1/42	1/53		
1/43	1/53		
1/44	1/53		
1/45	1/53		

リ) 教育職給料表(二)降格時号給対応表

降格した日の前日に受 けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1級	2級	3級
1	9	49	57
2	10	50	58
3	10	51	59
4	11	52	60
5	12	53	61
6	13	54	62
7	14	55	63
8	15	56	64
9	16	57	65
10	17	58	66
11	18	59	67
12	19	60	68
13	20	61	69
14	21	62	70

15	23	63	71
16	24	64	72
17	25	65	73
18	26	66	74
19	27	67	75
20	28	68	80
21	29	69	85
22	30	70	90
23	31	71	93
24	32	72	93
25	33	73	93
26	34	74	93
27	35	75	93
28	36	76	93
29	37	77	93
30	38	78	93
31	39	79	93
32	40	80	93
33	41	81	93
34	42	82	93
35	43	83	93
36	44	84	93
37	45	85	93
38	46	86	
39	47	87	
40	48	88	
41	51	89	
42	54	90	
43	57	91	
44	60	92	

45	62	93	
46	64	94	
47	66	95	
48	68	96	
49	70	97	
50	72	98	
51	74	99	
52	76	100	
53	78	101	
54	80	102	
55	82	103	
56	84	104	
57	85	105	
58	86	106	
59	87	107	
60	88	108	
61	91	110	
62	94	112	
63	97	114	
64	100	116	
65	107	117	
66	114	118	
67	121	119	
68	125	120	
69	125	122	
70	125	124	
71	125	126	
72	125	128	
73	125	130	
74	125	150	

75	125	155	
76	125	157	
77	125	157	
78	125	157	
79	125	157	
80	125	157	
81	125	157	
82	125	157	
83	125	157	
84	125	157	
85	125	157	
86	125	157	
87	125	157	
88	125	157	
89	125	157	
90	125	157	
91	125	157	
92	125	157	
93	125	157	
94	125		
95	125		
96	125		
97	125		
98	125		
99	125		
100	125		
101	125		
102	125		
103	125		
104	125		

105	125		
106	125		
107	125		
108	125		
109	125		
110	125		
111	125		
112	125		
113	125		
114	125		
115	125		
116	125		
117	125		
118	125		
119	125		
120	125		
121	125		
122	125		
123	125		
124	125		
125	125		
126	125		
127	125		
128	125		
129	125		
130	125		
131	125		
132	125		
133	125		
134	125		

135	125		
136	125		
137	125		
138	125		
139	125		
140	125		
141	125		
142	125		
143	125		
144	125		
145	125		
146	125		
147	125		
148	125		
149	125		
150	125		
151	125		
152	125		
153	125		
154	125		
155	125		
156	125		
157	125		

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員等の給料月額の数値計算に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十六号

地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則

地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員等の給料月額の端数計算に関する規則(平成二十年山口県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

題名及び本則第一号中「第二十八条の五第二項」を「第二十二條の四第一項」に改め、本則第二号中「」をして「育児短時間勤務等」という。を「若しくは第七項」に改め、本則に次の一号を加える。

三 六十歳に達した日後における最初の四月一日以後に育児短時間勤務等をしていない職員(職員給与条例附則第五項各号及び学校職員給与条例附則第五項各号に掲げる職員を除く。) 育児休業条例附則第四項の規定により読み替えられた職員給与条例附則第三項又は育児休業条例附則第五項の規定により読み替えられた学校職員給与条例附則第三項

附則 (施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務(同法第十七条の規定による勤務を含む。)をしていない地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和四年山口県条例第三十二号)附則第六項又は第七項の規定により採用された職員の同条例附則第二十一項又は第二十六項の規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料月額とする。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十七号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則(昭和三十四年山口県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

本則を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」という。)及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号。以下「学校職員給与条例」という。)の規定に基づき、給料の調整額について必要な事項を定めるものとする。

第二条 給料の調整を行う職は、別表第一の勤務箇所の欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員の欄に掲げる職員又は学校職員(以下「職員」と総称する。)の占める職とする。

2 職員(次項各号に掲げる職員を除く。)の給料の調整額は、調整基本額に当該職員に係る別表第一の調整数の欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額に当該職員に係る別表第一の調整数の欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山口県条例第一号)第十二条の規定により採用された職員 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号。以下「職員勤務時間条例」という。)第二条第三項又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十六年山口県条例第三十号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)第三条第三項の規定により定められた当該職員の勤務時間を職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務(同法第十七条の規定による勤務を含む。)をしていない職員 職員勤務時間条例第二条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められた当該職員の勤務時間を職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

4 前二項の調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が給料月額(前項第一号に掲げる職員にあっては当該職員に適用される給料表の短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち当該職員の属する職務の等級に応じた額とし、同項第二号に掲げる職員にあっては当該職員に適用される給料表の給料月額のうち当該職員の属する職務の等級及び当該職員の受ける号給に応じた額とす

る。以下この項において同じ。)の百分の四・五を超えるときは、給料月額百分の四・五に相当する額)とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び当該職員の属する職務の等級に応じた別表第二に掲げる額

二 前項第一号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び当該職員の属する職務の等級に応じた別表第三に掲げる額

5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額を給料の調整額とする。

第三条 職員給与条例附則第三項又は学校職員給与条例附則第三項の規定の適用を受ける職員に関する前条第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「号給に応じた額」とあるのは「号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)」とする。

(端数計算)

第四条 第二条第二項、第三項若しくは第五項の規定による給料の調整額又は同条第四項の調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

別表第一中「適用区分表」の下に「(第二条関係)」を加え、同表精神保健福祉センターの項中「三二一、三〇〇円」を「三二四、九〇〇円」に改める。

別表第二中「調整基本額表」を「第一号調整基本額表(第二条関係)」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第三 第二号調整基本額表(第二条関係)  
一 行政職給料表

職務の等級	調 整 基 本 額
一 級	五、七〇〇円
二 級	六、五〇〇円

二 公安職給料表

職務の等級	調 整 基 本 額
三 級	七、七〇〇円
四 級	八、三〇〇円
五 級	八、七〇〇円
六 級	九、五〇〇円
七 級	一〇、七〇〇円
八 級	一一、七〇〇円
九 級	一三、三〇〇円

三 海事職給料表

職務の等級	調 整 基 本 額
一 級	七、三〇〇円
二 級	七、六〇〇円
三 級	七、七〇〇円
四 級	八、七〇〇円
五 級	九、二〇〇円
六 級	九、六〇〇円
七 級	一〇、三〇〇円
八 級	一一、四〇〇円
九 級	一二、三〇〇円

四 研究職給料表

職務の等級	一級	二級	三級	四級	五級	六級
調 整 基 本 額	六、六〇〇円	七、五〇〇円	八、四〇〇円	九、六〇〇円	一〇、五〇〇円	一一、九〇〇円

五 医療職給料表(一)

職務の等級	一級	二級	三級	四級	五級
調 整 基 本 額	六、五〇〇円	七、八〇〇円	八、五〇〇円	九、八〇〇円	一一、六〇〇円

職務の等級	一級	二級
調 整 基 本 額	八、九〇〇円	一〇、二〇〇円

六 医療職給料表(二)

職務の等級	三級	四級
調 整 基 本 額	一一、八〇〇円	一四、〇〇〇円

七 医療職給料表(三)

職務の等級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
調 整 基 本 額	五、七〇〇円	六、五〇〇円	七、三〇〇円	七、七〇〇円	八、五〇〇円	九、七〇〇円	一一、〇〇〇円

備考 この表は、学校職員については、医療職給料表と読み替えて適用する。

職務の等級	一級	二級	三級	四級	五級
調 整 基 本 額	七、一〇〇円	七、七〇〇円	七、九〇〇円	八、二〇〇円	八、七〇〇円

八 教育職給料表(一)

六級	九、八〇〇円
七級	一一、二〇〇円

職務の等級	調 整 基 本 額
一級	七、〇〇〇円
二級	八、三〇〇円
三級	一〇、〇〇〇円
四級	一二、五〇〇円

九 教育職給料表(二)

職務の等級	調 整 基 本 額
一級	六、八〇〇円
二級	八、二〇〇円
三級	九、八〇〇円
四級	一二、二〇〇円

附 則  
(施行期日等)

- この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第一精神保健福祉センターの項の改正規定は、令和四年十二月二十六日から施行する。
- 改正後の給料の調整額に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第一精神保健福祉センターの項の規定は、令和五年四月一日から適用する。  
(経過措置)
- 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(令和四年山口県条例第三十二号。以下「整備等条例」という。)附則第六項又は第七項の規定により採用された職員又は学校職員(以下「職員」と総称する。)に関する改正後の規則第二条第四項第一号の規定の適用については、同号中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。

4 整備等条例附則第十一項又は第十二項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山口県条例第一号)第十二条の規定により採用された職員とみなして、改正後の規則第二条第三項及び第四項の規定を適用する。

5 整備等条例附則第六項、第七項、第十一項又は第十二項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)であって、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」という。)第八条又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号。以下「学校職員給与条例」という。)第十条の規定により給料の調整を行う職(以下「給料の調整額適用職」という。)を占めるもののうち、当該職に係る整備等条例第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第三条に規定する年齢(同条ただし書に規定する職にあつては、同条ただし書に規定する年齢)に達した日がこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日以前である職員であつて、当該職員に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の規則第二条(改正後の規則第三条並びに附則第三項及び前項の規定により適用する場合を含む。)の規定による給料の調整額のほか、経過措置基準額と調整基本額の差額に相当する額に当該職員に係る調整額を乗じて得た額(暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に改正後の規則第二条第三項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額)(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計額が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

6 前項の経過措置基準額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める施行日前に地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員(以下「旧法再任用職員」という。)であつて、施行日において暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職

を占める暫定再任用職員（第三号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に当該職員に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとした場合に整備等条例第二条の規定による改正前の職員給与条例又は整備等条例第三条の規定による改正前の学校職員給与条例及びこれらに基づく規程（以下「改正前条例等」という。）の規定により同日に当該職員に適用されることとなる給料表及び当該職員が属することとなる職務の等級を基礎として、改正前の給料の調整額に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第二項の規定を適用したとしたならば当該職員に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった給料の調整額適用職を占める暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に二回以上該当することとなった場合にあつては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、改正前条例等の規定により同日に当該職員に適用されることとなる給料表及び当該職員が属することとなる職務の等級を基礎として改正前の規則第二項の規定を適用したとしたならば当該職員に適用されることとなる調整基本額

イ 給料表の適用を異にする異動をした場合  
ロ 当該職員の属する職務の等級を施行日の前日に当該職員が属していた職務の等級より下位の同一の給料表の職務の等級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかった職員にあつては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にイに掲げる場合に該当した職員にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ改正前条例等の規定により同日に当該職員に適用されることとなる給料表及び当該職員が属することとなる職務の等級より下位の同一の給料表の職務の等級に変更した場合）

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第二十八号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（職の範囲及び支給額）」を付し、同条第三項中「当該各号に定める額」の下に「（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された」を「第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める」に改め、「（以下「再任用職員」という。）」、「（第三号に掲げる職員又は学校職員を除く。）」及び「（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を削り、同号を同項第二号とする。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

第三条 職員給与条例附則第三項又は学校職員給与条例附則第三項の規定の適用を受ける職員又は学校職員に関する前条第三項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）」とする。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和四年山口県条例第三十二号）附則第六項又は第七項の規定により採用された職員又は学校職員に関する改正後の管理職手当に関する規則第二条第三項第一号の規定の適用については、同号中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

山口県人事委員会



山口県人事委員会規則第二十九号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年山口県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

第八条 職員給与条例附則第三項又は学校職員給与条例附則第三項の規定の適用を受ける職員に関する第六条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）」とする。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

令和四年十二月二十三日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三十号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和四十九年山口県人事委員会規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）第十二条」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三十一号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和三十三年山口県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十条の第三第二項第一号中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

令和四年十二月二十三日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三十二号

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当の支給に関する規則（平成二年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号イを次のように改める。

イ 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）第十二条の規定による採用（退職した日の翌日におけるものに限る。）

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、改正後の単身赴任手当の支給に関する規則第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員又は学校職員（以下「職員」と総称する。）で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが改正後の規則第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）第十二条第三項及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）第十四条第三項の権衡上必要が

あると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

一 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和四年山口県条例第三十二号。以下「整備等条例」という。）附則第六項又は第十一項の規定による採用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「旧地方公務員法」という。）第二十八条の二第一項の規定により退職した日（旧地方公務員法第二十八条の三、地方公務員法の一部を改正する法律附則第三条第五項又は整備等条例附則第二項の規定により勤務した後退職した日及び旧地方公務員法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は整備等条例附則第六項若しくは第十一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）

二 整備等条例附則第七項又は第十二項の規定による採用（地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した日（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）第四条第一項の規定により勤務した後退職した日及び同条例第十二条又は整備等条例附則第七項若しくは第十二項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）

3 この規則の施行の日前に、改正前の単身赴任手当の支給に関する規則第五条第二項第一号イに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第三十三号**

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和四十六年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特地勤務手当の月額）」を付し、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「前項」に改め、同項第一号中「第二項各号」を「前項各号」に改め、同項第二号中「第二項各号」を「前項各号」に改め、「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第三号中「第二項各号」を「前項各号」に

改め、同項を同条第三項とする。

第九条を第十一号とし、第八条を第十号とする。

第七条第三項第一号中「前条」を「第七条第一項及び第二項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。）並びに前条第二項」に改め、同項第二号及び第三号中「前条」を「第七条第一項及び第二項並びに前条第二項」に改め、同条を第九条とし、同条の前に次の一条を加える。

第八条 職員給与条例附則第三項の規定の適用を受ける職員であつて、職員給与条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに関する前条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

2 職員給与条例附則第三項の規定の適用を受ける職員のうち、前条第三項各号に掲げる職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

第六条の前の見出しを削り、同条第二項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「前項」に改め、同項第一号及び第三号中「第二項中」を「前項中」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第七条とし、同条の前に見出しとして「（特地勤務手当に準ずる手当）」を付す。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

第五条 職員給与条例附則第三項の規定の適用を受ける職員であつて、前条第二項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに関する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

2 職員給与条例附則第三項の規定の適用を受ける職員のうち、前条第三項各号に掲げる職員であるものと同条第一項の特地勤務手当基礎額は、同条第三項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

勤務一時間当たりの給与額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

### 山口県人事委員会規則第三十四号

山口県人事委員会

勤務一時間当たりの給与額に関する規則の一部を改正する規則

勤務一時間当たりの給与額に関する規則（平成十三年山口県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「法第二十八條の四第一項に規定する」を削る。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第三十五号

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成三年山口県人事委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「掲げる職を占める職員又は学校職員」を「掲げる職（以下「管理職手当支給職」という。）を占める職員又は学校職員（次号に掲げる職員又は学校職員を除く。）」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）第十二条の規定により採用された職員又は学校職員であつて管理職手当支給職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務管理職手当支給職員」という。） 次に掲げる職員又は学校職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 管理職手当区分が一種である職を占める職員 一万一千円
- ロ 管理職手当区分が二種である職を占める職員 九千円
- ハ 管理職手当区分が三種である職を占める職員又は学校職員 七千五百円
- ニ 管理職手当区分が四種である職を占める職員又は学校職員 六千円
- ホ 管理職手当区分が五種である職を占める職員又は学校職員 五千円

へ 管理職手当区分が六種又は七種である職を占める職員又は学校職員 三千円  
第三条第一項各号を次のように改める。

一 管理職手当支給職を占める職員又は学校職員（次号に掲げる職員又は学校職員を除く。） 次に掲げる職員又は学校職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 管理職手当区分が一種である職を占める職員 六千円
  - ロ 管理職手当区分が二種である職を占める職員 五千円
  - ハ 管理職手当区分が三種である職を占める職員又は学校職員 四千三百円
  - ニ 管理職手当区分が四種である職を占める職員又は学校職員 三千五百円
  - ホ 管理職手当区分が五種である職を占める職員又は学校職員 三千円
  - へ 管理職手当区分が六種又は七種である職を占める職員又は学校職員 二千円
- 二 定年前再任用短時間勤務管理職手当支給職員 次に掲げる職員又は学校職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 管理職手当区分が一種である職を占める職員 五千五百円
  - ロ 管理職手当区分が二種である職を占める職員 四千五百円
  - ハ 管理職手当区分が三種である職を占める職員又は学校職員 三千八百円
  - ニ 管理職手当区分が四種である職を占める職員又は学校職員 三千円
  - ホ 管理職手当区分が五種である職を占める職員又は学校職員 二千五百円
  - へ 管理職手当区分が六種又は七種である職を占める職員又は学校職員 千五百円
- 第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

第四条 職員給与条例附則第三項又は学校職員給与条例附則第三項の規定を受け、職員又は学校職員に関する第二条第一項第一号及び前条第一項第一号の規定の適用については、当分の間、第二条第一項第一号及び前条第一項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）」とする。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和四年山口県条例第三十二号）附則第六項、第七項、第十一項又は第十二項の規定により採用された職員又は学校職員であつて改正後の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則第二条第一項第一号に規定する管理職手当支給職を占めるものについて

は、同項第二号に規定する定年前再任用短時間勤務管理職手当支給職員とみなして、同号及び同規則第三条第一項第二号の規定を適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第三十六号**

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項に次の一号を加える。

八 職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年山口県条例第三十号。以下「高齢者部分休業条例」という。）第二条の規定による一週間の勤務時間の一部について勤務しないことの承認を受けて一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しなかつた期間については、その二分の一の期間

第十二条第二項第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 高齢者部分休業条例第二条の規定による一週間の勤務時間の一部について勤務しないことの承認を受けて一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しなかつた期間

第十四条第一号中「法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）第十二条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「百分の百九十」を「百分の二百」に、「百分の二百三十」を「百分の二百四十」に改め、同条第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「百分の九十」を「百分の九十五」に、「百分の百十」を「百分の百十五」に改める。

附 則  
(施行期日等)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十四条第一号の改正規定（「百分の百九十」を「百分の二百」に、「百分の二百三十」を「百分の二百四十」に改める部分に限る。）及び同条第二号の改正規定（「百分の九十」を「百分の百十五」に、「百分の百十」を「百分の百十五」に改める部分に限る。）は、令和四年十二月二十六日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(経過措置)

3 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和四年山口県条例第三十二号）附則第六項、第七項、第十一項又は第十二項の規定により採用された職員については、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十四条第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第三十七号**

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則（昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

第四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(手当の額)」を付する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

第五条 条例附則第六項、第十項又は第十一項の規定による給料を支給される職員に関する前条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と条例附則第六項、第十項又は第十一項の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第三十八号**

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和五十年山口県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二号中「附則第二十四項」を「附則第二項」に改め、同条第三号中「附則第二十五項」を「附則第三項」に改め、同条第四号中「附則第二十六項」を「附則第四項」に改め、同条第五号中「附則第二十七項」を「附則第五項」に改め、同条第六号中「附則第二十八項」を「附則第六項」に改め、同条第七号中「附則第三十三項」を「附則第十項」に改める。

第七条中「に規定する受給期間延長通知書」を「又は第十条の四第三項の規定により受給期間延長等通知書」に改める。

第十条第一項中「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、「又は退職票」を「（受給資格認定書の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条及び第十条の四において同じ。）」に改め、同条第二項中「に規定する申出は、」を「の申出は、当該申出に係る者が」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の」に改め、同条第四項中「に規定する申出」を「の申出」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「交付するとともに、受給資格認定書又は退職票に必要な事項を記載し、返付しなければならない」を「交付しなければならない」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、任命権者は、受給資格認定書に必要な事項を記載した上、返付しなければならぬ。

第十条第五項中「受給期間延長通知書の」を「受給期間延長等通知書の」に、「速やかに」を「速やかに、」に、「掲げる」を「定める」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同項第一号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に、「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項第二号中「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、「又は退職票」を削る。

第十条の次に次の三条を加える。

（条例第十条第四項に規定する人事委員会規則で定める事業）  
第十条の二 条例第十条第四項に規定する人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- 一 その事業を開始した日（次条第一号に掲げる職員にあつては、当該事業に専念を始めた日）から起算して、三十日を経過する日が、条例第十条第一項の規定により雇用保険法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後である事業
- 二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が第二十五条第一項に規定する

就業手当又は再就職手当の支給を受けた事業  
三 その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと任命権者が認めた事業

（条例第十条第四項に規定する人事委員会規則で定める職員）  
第十条の三 条例第十条第四項に規定する人事委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する職員とする。

- 一 条例第十条第一項に規定する退職の日以前に同条第四項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員
- 二 その他事業を開始した職員に準ずるものとして任命権者が認めた職員（支給の期間の特例の申出）

第十条の四 条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条各号に該当する職員からの事業を開始した旨の申出（以下この条において「特例申出」という。）は、受給期間延長等申請書に受給資格認定書を添えて任命権者に提出することによつて行うものとする。

2 特例申出は、当該特例申出に係る者が条例第十条第四項に規定する事業を開始した日（前条第一号に掲げる職員にあつては、当該事業に専念を始めた日）の翌日から起算して、二箇月以内になければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 任命権者は、特例申出をした者が条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条各号に掲げる職員に該当すると認めたとときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合において、任命権者は、受給資格認定書に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に定める書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

- 一 その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合交付を受けた受給期間延長等通知書
  - 二 条例第十条第四項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格認定書
  - 5 第十条第三項の規定は、第二項ただし書の場合における特例申出について準用する。
- 本則に次の一条を加える。

(条例附則第二十項に規定する人事委員会規則で定める者)

第二十七条 条例附則第二十項に規定する人事委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 条例附則第二十項の表の上欄に掲げる者であつて、当該者の他の職への異動に伴つて退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者
- 二 前号に掲げる者に類する者

別表のロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表  
第一号区分の項に次の一号を加える。

- 五 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となつた者のうち、平成十八年四月一日以後適用されている一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「平成十八年四月以後の給与法」という。）の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの

別表のロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表  
第二号区分の項に次の一号を加える。

- 八 特定任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月以後の給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの

別表のロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表  
第三号区分の項に次の一号を加える。

- 九 特定任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月以後の給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの
- 別記第十二号様式中「（第10条関係）」や「（第10条、第10条の4関係）」に、「受給期間延長申請書」や「受給期間延長等申請書」を、

③ 職業に就くことができない理由	
③ この申請書を提出する理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業を開始等したため 具体的理由 [ ]

「理由が」や「その理由が」を、⑤ 職業に就くことができない期間」や「⑤ 職業

に就くことができない期間又は事業を実施する期間」を、「第10条第1項の」や「第10条第1項の4第1項の」に改め、

「職業に就くことができない期間」とは、③欄の理由により職業に就くことができない期間のことで、その」を記す。

別記第十三号様式中「（第7条、第10条関係）」や「（第7条、第10条、第10条の4関係）」を、「受給期間延長通知書」や「受給期間延長等通知書」を、

受給期間延長の理由	
-----------	--

受給期間延長の理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業を開始等したため 具体的理由 [ ]
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで

「延長後」や「延長等後」を、「第10条第4項の」や「第10条の4第3項の」に、「延長する」や「延長等する」に改め、

1 雇用保険法第15条第3項の職業訓練	2 雇用保険法第63条第3項及び第3号の訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適用訓練	4 高年齢者の雇用の安定に関する法律第25条第1項の計画に掲げた回数に達するまで	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員開発訓練及び職業能力向上訓練として厚生労働大臣が定めるもの
---------------------	------------------------	-----------------------------	--	---

1 雇用保障 法第5条第 3項の職業 訓練	2 雇用保障 法第63条第 7項第3及び 7の講習及び 訓練	3 障害者の 雇用の促進 等に関する 法律第3条 の適応訓練	4 高年齢者 等の雇用の 安定等に関 する法律第 25条第1項 の施行期日 の講習及び 訓練	5 雇用保障 法第6条第 5号に規定 する職業能 力向上の講 習として厚 労省令で定 めるもの	6 職業訓練 の実施等 による特定 求職者の 支援に關 する法律第 24条第2 項の職業 訓練
--------------------------------	--	--	---	--	---

に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の二の改正規定及び別表の口平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の退職手当の支給に関する規則第十条の二から第十条の四までの規定は、令和四年七月一日以後に職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山口県条例第五号）第十条第四項の事業を開始した職員及び同規則第十条の三各号に該当する職員について適用する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第三十九号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第一項第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第四十号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条第四号イ(2)」を「第二条第五号イ(2)」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第四十一号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年山口県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十六条の三」を「第五十六条の五」に改める。

第二十三条第二号中「法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）第十二条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和四年山口県条例第三十二号）附則第六項、第七項、第十一項又は第十二項の規定により採用された職員については、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）第十二条の規定により採用された職員とみなして、改正後の職員の退

職管理に関する規則第二十三条第二号の規定を適用する。

3 この規則の施行前に地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者に関する改正後の職員の退職管理に関する規則第二十三条の規定の適用については、なお従前の例による。

苦情相談の処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第四十二号

苦情相談の処理に関する規則の一部を改正する規則

苦情相談の処理に関する規則（平成十七年山口県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項」を「職員」の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）第十二条に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和四年山口県条例第三十二号）附則第六項、第七項、第十一項又は第十二項の規定による採用については、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）第十二条の規定による採用とみなして、改正後の苦情相談の処理に関する規則第二条第一項の規定を適用する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第四十三号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年山口県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（義務教育等教員特別手当の月額）」を付し、同条中「。以下「法」という。」第二十八条の五第一項を「」第二十条の四第一項に改め、同条第一号中「法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）第十二条」に、「再任用教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

第五条 条例附則第三項の規定の適用を受ける教育職員に関する前条各号の規定の適用については、当分の間、同条各号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）」とする。

別表第一及び別表第二中「~~中~~」を「~~中~~」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和四年山口県条例第三十二号）附則第六項、第七項、第十一項又は第十二項の規定により採用された職員については、改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則第四条第一号に規定する定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、同条の規定を適用する。

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第四十四号

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当の支給に関する規則（昭和三十三年山口県人事委員会規則第七号）の一



部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

第六条 条例附則第六項、第八項又は第九項の規定による給料を支給される学校職員に関する第四条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と条例附則第六項、第八項又は第九項の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第四十五号

定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則

定時制通信教育手当に関する規則（昭和三十五年山口県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

第五条 条例附則第六項、第八項又は第九項の規定による給料を支給される学校職員に関する第三条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と条例附則第六項、第八項又は第九項の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第四十六号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

職員の再任用に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第四十七号

職員の再任用に関する規則を廃止する規則

職員の再任用に関する規則（平成十三年山口県人事委員会規則第二号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 任命権者は、令和五年五月三十一日までに、令和四年度における地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定による採用及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和四年山口県条例第三十二号）第十五条の規定による廃止前の職員の再任用に関する条例（平成十三年山口県条例第三号）第三条第一項に規定する任期の更新の状況を人事委員会に報告するものとする。

令和四年十二月二十三日印刷  
令和四年十二月二十三日發行

發行人所

山口県知事  
山口県知事